

「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2024年度）」 「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」に関する意見募集 補足説明資料

2024年7月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。

ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 主な変更箇所
3. 提出様式の概要

1. 今回の意見募集対象文書（1/2）

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2024年度）」と「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」になります。

関連文書等		概要		公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け：公表済
		容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～25年度向け：公表済
		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023年度応札：公表済
	容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
		長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録・ 応札・容量確保契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け：公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～26年度向け：公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024年度向け：公表済
実需給期間中 リクワイアメント 対応(安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ))(発動指令電源)編		・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載		
実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編		・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載		
	容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載		

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

1. 今回の意見募集対象文書（2/2）

4

関連文書等		概要	公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークションの参加登録編	2024～25年度向け：公表済
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	
		長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・契約締結編	2023年度応札：公表済
		その他は必要に応じ発行予定	必要に応じ公表予定
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

- 今回の意見募集対象となる「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2024年度）」と「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」の案では、2023年度の初回オークションの結果等を踏まえ、国の審議会において検討されてきた内容の反映や、記載の明確化等を行っています。
- 本資料では、初回オークションからの主な変更箇所について補足説明します。その他の変更箇所については、募集要綱および約款の案をご確認ください。

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 水素・アンモニア・バイオマスの上流側コストの扱い

- 海外製造や海上輸送といった上流側の固定費について、燃料費として支払う費用のうち、固定費と認められる合理的な説明があった部分については、本オークションの応札価格に算入可能とする。

上限価格に反映

—

■ 既設原子力の安全対策投資

- 2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資案件について、本オークションの対象に追加する。
※当該投資と併せて行うバックフィット投資や自主的安全性向上投資も算入可

募集対象（電源等要件）および上限価格に追加

—

■ 一般水力の最低入札容量

- 10万kW以上を対象としていた一般水力の新設・リプレース案件について、FIT・FIP制度の対象が3万kW未満であること等を踏まえ、3万kW以上10万kW未満の新設・リプレース案件を本オークションの対象に追加する。（3万kW以上に引き下げ）

募集対象（電源等要件）および上限価格に反映

—

■ 蓄電池・揚水の最低入札容量

- 本制度は原則10万kW以上の大規模電源投資案件を対象としているところ、初回オークションでは直近の蓄電池の導入状況から1万kW以上と設定していたが、初回オークションの応札状況を鑑み、3万kW以上に引き上げる。

募集対象（電源等要件）および上限価格に反映

—

■ 蓄電池に対する規律

- 事業実施能力を担保するため、蓄電池の導入支援事業（補助金）と整合性のある形で、事業規律の確保を求める。

様式（蓄電池に係る事業計画）を準備し、電源等情報の登録時に提出を求める

—

2. 主な変更箇所（国の審議会での検討項目2/2）

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 脱炭素電源の募集量

- 初回オークションの募集量400万kWを超える水準として、500万kWに設定

募集量に反映

なし

■ 募集上限

- 既設火力の改修は、初回オークションと同じ水準の100万kW
- 蓄電池・揚水は、長周期変動にも対応しやすい長時間の運転継続ができる蓄電池の導入を促進していく必要性から、運転継続時間が3時間以上6時間未満の案件の募集上限と、運転継続時間が6時間以上の案件の募集上限に分けて設定、それぞれ75万kWに設定
- 既設原子力の安全対策投資は、再稼働を加速しつつ、脱炭素電源の新設・リプレースを着実に進める観点から、200万kWに設定

募集量および約定処理に反映

なし

■ LNG専焼火力の募集量

- 需要想定等を踏まえ、2024・2025年度でそれぞれ200万kWを追加募集（2024年度は、初回オークションの残余分約24万kWを含む）

募集量に反映

なし

■ 他市場収益の還付割合

- 応札価格に織り込まれている事業報酬までの部分は95%還付としているところ、メインオークション価格が本オークションの契約単価のうち事業報酬を除いた額よりも高い場合、事業報酬の部分とメインオークション価格の重複部分は85%還付とする

なし

他市場収益の還付に反映

■ 供給力提供開始期限

- 供給力提供開始期限は、「法・条例アセス済・不要」か「それ以外」で差を設けているところ、海外の上流設備も対象となるため、海外の環境アセスメントの手続きの可否も含め、どちらに該当するか判断
- LNG専焼火力についても最新状況踏まえ、2024年度は6年から8年に見直し

なし

供給力提供開始期限に反映

主な反映事項	募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所
■ リクワイメントの可読性向上（供給力の維持） ➤ 「供給力の維持」について、容量停止計画（作業に伴う停止等）を提出する場合は、180日相当の停止や出力低下を認めているところ、無条件に180日間は供給力を提供しなくても問題ないといった誤認を防止	なし 容量停止計画は、電源の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止する場合等に関し提出するものであること、当該計画を提出する場合は180日相当の停止や出力低下を認めることを明記
■ リクワイメントの可読性向上（電気の供給指示への対応） ➤ 「電気の供給指示への対応」について、属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合、リクワイアメント達成としているところ、専用線オンライン設備を具備した電源であれば無条件でリクワイアメント達成になるといった誤認を防止	なし 専用線オンライン設備においても、電気の供給指示に応じて適切に出力制御されている場合にリクワイアメント達成となることを明記

※メインオークションと共通のリクワイアメントであり、メインオークションの募集要綱・約款にも反映

2. 主な変更箇所

水素・アンモニア・バイオマスの上流側コストの扱い

9

第90回制度検討
作業部会資料より

<水素・アンモニア・バイオマス> 上限価格

- 本年1月の本部会では、水素・アンモニア等の上流側の固定費については、燃料費として支払う費用のうち、固定費と認められる合理的な説明があった部分については、本制度の応札価格に算入することを認めることと整理された。

第88回制度検討作業部会
(2024年1月31日) 資料 5

<水素・アンモニア> 論点① 上流側のコストのうち、固定費に当たる部分の扱い

- 水素やアンモニアの調達に当たっては、黎明期はスポットマーケットがないため、長期契約によって調達する必要があるが、この場合、LNGと同様の「take or pay条項」であったり、更には、本制度において上流固定費を応札価格に算入できると整理した場合には、その分を基本料金として切り出し、2部料金制（基本料金＋従量料金）の燃料調達契約とすることも考えられる。
- したがって、燃料費として支払う費用のうち、「take or pay条項」の対象引取量分の燃料費や、2部料金制における基本料金など、固定費と認められる合理的な説明があった部分については、本制度の応札価格（運転維持費のその他コスト）に算入することを認めることとしてはどうか。

※ こうして応札価格に算入することとした固定費分の燃料費については、他市場収益の還付の計算における可変費に計上することは認められない。
(実際の燃料費から、応札価格に含めた固定費を引いた金額を、他市場収益の還付の計算における可変費に計上することとする。)

- なお、2部料金制における基本料金には、必ずしも上流固定費だけが含まれるとは限らず、上流の可変費（原料となる化石燃料の燃料費、運搬の燃料費等）が含まれることも考えられる。これについては、次の点を踏まえると、必ずしも問題とならないのではないかと。
 - 本制度における応札価格が高くなり、不落札リスクが高くなること
 - 応札価格に固定費として算入した金額の分だけ、他市場収益の還付の計算における可変費が小さくなり、還付金額が大きくなる可能性があること
- また、上記の整理は、水素・アンモニアの上流固定費に限った特別な整理ではなく、電源種・上流・下流、国内・海外問わず、他社との共用設備の費用負担の在り方に共通する整理と考えられることから、全ての電源種共通の整理としてはどうか。

(例：国内の共用水素タンクの費用負担も、完全従量料金とする方法や、2部料金制とする方法もあり、いずれにせよ、固定費と認められる部分については、本制度の応札価格に算入できる。)

2. 主な変更箇所

水素・アンモニア・バイオマスの上流側コストの扱い

10

【募集要綱】 第3章 募集概要（上限価格）

＜変更前＞

（6）上限価格

ア 新設・リプレイス等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレイスの 上限価格
火力 (水素 10%以上混焼、 水素専焼)	48,662 円/キロワット/年	

イ 既設火力の改修

電源種	上限価格
アンモニア 20%以上の混焼にするための改修	74,446 円/キロワット/年
バイオマス専焼にするための改修	81,637 円/キロワット/年

＜変更後＞

（6）上限価格

ア 新設・リプレイス等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレイス等の 上限価格
火力 (水素10%以上混焼、 水素専焼)	100,000 円/kW/年 「水素の燃料費のうち固定費部分（当該部分 の事業報酬を含む）」を除いた部分は 50,062 円/kW/年	

イ 既設火力の改修

電源種	上限価格
アンモニア20%以上の混焼にするための改修	100,000 円/kW/年 「アンモニアの燃料費のうち固定費部分（当該部分の事業報酬を含む）」 を除いた部分は76,653円/kW/年
バイオマス専焼にするための改修	100,000 円/kW/年 「バイオマスの燃料費のうち固定費部分（当該部分の事業報酬を含む）」 を除いた部分は84,008円/kW/年

2. 主な変更箇所

既設原子力の安全対策投資

<原子力> 論点② 上限価格

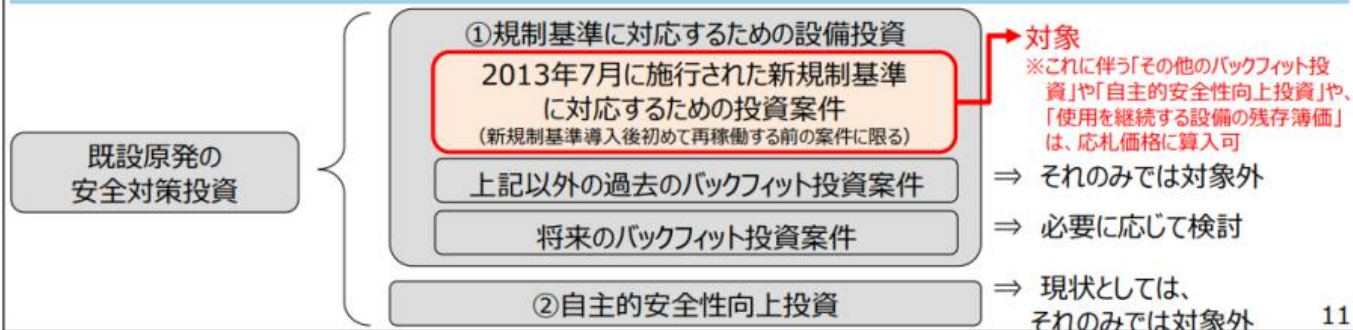
- 本年1月の本部会では、第2回オークションの対象に追加する既設原発の安全対策投資の具体的な対象範囲は、「**2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資案件※**」と整理した。

※ 本制度は運転開始前の案件を対象としていることから、本件では新規制基準導入後初めて再稼働する前の案件が対象となる。

<原子力> 論点① 具体的な対象範囲

第88回制度検討作業部会
(2024年1月31日) 資料5

- したがって、**第2回オークションの対象に追加するのは「2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資案件※」**とし、今後、新たなバックフィットが行われた際や、巨額の自主的安全性向上投資が行われる際に、必要に応じて、本制度への対象の追加の必要性を検討してはどうか。
※ 本制度は運転開始前の案件を対象としていることから、本件では新規制基準導入後初めて再稼働する前の案件が対象となる。
- なお、①のその他のバックフィット投資案件や、②の自主的安全性向上投資は、そのみでは本制度の対象にはならないが、①の「**2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資案件**」として本制度に参加する場合は、**当該投資と併せて行う①のその他のバックフィット投資や、②の自主的安全性向上投資は、**以下の点を踏まえ、**応札価格に算入できる**こととしてはどうか。
 - 他市場収益の約9割は還付が必要となるため、応札価格に算入不可となれば、これらの投資の回収は不可能となり、投資できなくなる。
 - 過度に応札価格に算入すれば不落札リスクが高まるため、無駄な投資を助長することにはならない。
- また、既設揚水の大規模改修案件と同様に、**使用を継続する部分の設備の残存簿価は応札価格に算入できる**こととしてはどうか。



2. 主な変更箇所

既設原子力の安全対策投資

12

【募集要綱】 第3章 募集概要（既設原子力の安全対策投資）

<変更前>

（５）参加登録した事業者が登録可能な電源等

①脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA. ～D. のいずれかに該当するもの A. 次の a. ～e. のいずれかの新設・リプレース （※1）に該当し、本オークションに参加 可能な設備容量（送電端）が 10 万キロ ワット以上（※2）の安定的な供給力を提 供するもの。 （略）



<変更後>

（５）参加登録した事業者が登録可能な電源等

①脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA. ～D. のいずれかに該当するもの A. 次のa. ～d. のいずれかの新設・リプレース （※1） <u>又は既設の原子力電源の安全対策 投資</u> （※2）に該当し、本オークションに 参加可能な設備容量（送電端）が10万kW以 上（※3）の安定的な供給力を提供するも の。 （略）

2. 主な変更箇所 一般水力の最低入札容量

13

第88回制度検討
作業部会資料より

<水力>

- 水力については、3万kW以上10万kW未満の一般水力（自流式・貯水式）の新設・リプレース案件を新たに対象に追加することについて、検討することとしている。

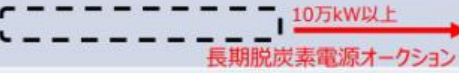
論点⑤ 水力の課題と検討の方向性

第66回電力・ガス基本政策小委員会
(2023年10月31日) 資料 5

- 既設の水力発電所は、東日本大震災前から日本のエネルギーミックスの10%弱を担ってきた重要なゼロエミ電源である。
- 水力のうち、一般水力（自流式・貯水式）は、FIT/FIP制度において3万kW未満の新設・リプレース案件を対象とし、長期脱炭素電源オークションでは10万kW以上の新設・リプレース案件を対象として、投資促進を図っている。
- また、揚水は、蓄電池と同様に変動再エネの調整力として重要性が増していることから、蓄電池と同じ競争条件とするべく、長期脱炭素電源オークションでは最低入札容量を1万kWと低めに設定し、新設・リプレース及び大規模改修案件※を対象としている。

※ オーバーホールを行い、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新する改修

- 今後も、水力発電を我が国における重要なゼロエミ電源として位置付けていくためには、3万kW未満の中小水力は、開発できる地点が多く残されており、FIT/FIP制度を通じて新規地点の開発を着実に進めていく必要がある。
- 一方で、3万kW以上の大規模水力については、既に多くの地点で開発が進められ、新たなダムを建設できる場所は限定的であることから、既設の水力発電所を長期間有効活用していくことが重要である。このため、3万kW以上10万kW未満の一般水力の新設・リプレース案件を新たに対象に追加することについて、制度検討作業部会において検討することとしてはどうか。

	中小水力（3万kW未満） ※新規開発できる余地あり	大規模水力（3万kW以上） ※新たなダムは限定的。既設の維持が重要
一般水力 （自流式・貯水式）		
揚水		

33

17

2. 主な変更箇所

蓄電池・揚水の最低入札容量

14

第93回制度検討
作業部会資料より

<蓄電池・揚水> 論点① 最低入札容量

- 初回入札に応札した蓄電池案件の設備容量（送電端）は、平均3.5万kWであった。
- これを踏まえ、本制度では原則10万kW以上の大規模な電源投資案件を対象としていることから、第2回入札では、蓄電池・揚水の最低入札容量を引き上げ、一般水力と同様の3万kW（送電端設備容量ベース）としてはどうか。

※ 複数の案件の「合計」で最低入札容量を満たそうとする場合、1案件の最低入札容量は、（蓄電池・揚水の最低入札容量の）1万kW（送電端設備容量ベース）としていたが、上記に伴い、3万kW（送電端設備容量ベース）に引き上げる。

初回入札に応札した案件の設備容量（送電端）

設備容量 (送電端)	蓄電池	(参考) 揚水
1～2万kW	59件	
2～3万kW	27件	
3～4万kW	23件	
4～5万kW	31件	
5～10万kW	28件	4件
10万kW～	4件	3件
(平均)	(3.5万kW)	—

初回入札の
最低入札容量
(送電端1万kW)

第2回入札の
最低入札容量
(送電端3万kW)

2. 主な変更箇所

一般水力および蓄電池・揚水の最低入札容量

15

【募集要綱】 第3章 募集概要（一般水力および蓄電池・揚水の最低入札容量）

<変更前>

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

①脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA. ～D. のいずれかに該当するもの (略) D. 水力電源（ただし、揚水式に限る。）又は蓄電池の新設・リプレース（※7、8）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が1万キロワット 以上（本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること）であるもの。



<変更後>

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

①脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA. ～D. のいずれかに該当するもの (略) D. 水力電源（ただし、調整式、貯水式若しくは揚水式に限る。）若しくは、蓄電池の新設・リプレース（※9、10）又は既設の水力電源（ただし、揚水式に限る。）の大規模改修（※11）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が <u>3万kW以上</u> （揚水式の水力電源又は蓄電池については、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。）の安定的な供給力を提供するもの。

＜蓄電池・揚水＞ 論点③ 蓄電池に対する規律の在り方

- 本制度で導入される蓄電池についても、資源エネルギー庁が実施している蓄電池の導入支援事業（補助金）と整合性のある形で、事業規律の確保を求めることとしてはどうか。

令和5年度系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業費補助金
（系統用蓄電池等導入支援事業）公募要領（抜粋）

1－6 補助対象設備 下記1）又は2）いずれかの設備であること。

1）蓄電システム 下記①～⑤の要件を全て満たす蓄電システムであること。

③ 蓄電池種別毎に下記要求事項を全て満たす設備であること。

「リチウムイオンのみ」 類焼に関する安全設計：耐類焼性を有していることの証明書等の提出

⑤ その他消防法等の各種法令等に準拠した設備であること。なお国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより事故の原因と対策を示した資料を取得し、原則交付申請時に提出すること。

3-2 審査項目

1）要件審査 「要件審査」において以下の項目を確認し、ひとつでも要件を満たさない場合は不採択となる。

審査項目	小項目	評価基準
5. 補助事業計画	(6) 公衆安全の確保	消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置に加え、事故発生時の対応・体制の構築がされること
	(7) セキュリティ対策	各種ガイドライン等に基づいた適切かつ十分なセキュリティ対策等が取られる見込みであること
	(8) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	系統連系協議の見通し等、事業実施の前提となる事項、及び地元調整や許認可等について対策が取られる見込みであること
	(9) 設備の保守管理計画	定期的に適切な保守管理を行うとともに、異常発生時にも迅速に対応・復旧できる体制が確保できる見込みであること

2）採点審査 「採点審査」は、設備毎の下記審査項目に基づき、総合的に審査を行う。

審査項目	評価基準
4 その他	4－①. 廃棄物処理法上の広域認定取得 採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において蓄電池関連製品での認定を取得しているか
	4－②. レジリエンス (a) 蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制が整えられている (b) 蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル等）を迅速に供給できる拠点が整えられている

2. 主な変更箇所 蓄電池に対する規律

【募集要綱】 様式 4 （蓄電池に対する規律）

＜変更前＞

記載なし

＜変更後＞

蓄電池に係る事業計画

※電源等情報登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、記載すること。電源等情報登録時に提出した以下の1～8の内容に変更が生じた場合には、落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。

※以下の事項について、資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、応札を認めない場合がある。

※本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合がある。

1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番
(略)

2. 安全設計
(略)

3. 発煙・発火の事故への対応
(略)

4. 公衆安全の確保
(略)

5. セキュリティ対策
(略)

6. 地元調整の状況
(略)

7. 廃棄物処理法上の広域認定取得
(略)

8. レジリエンス
(略)

2. 主な変更箇所 脱炭素電源の募集量

第94回制度検討
作業部会資料より

論点① 第2回入札の脱炭素電源の募集量

- 第2回入札の脱炭素電源の募集量は、前回の本会合では、**初回入札の募集量400万kWを超える水準**とする方向で事務局よりご提案させていただき、概ね賛同の御意見をいただいたところ。
- これを踏まえ、**第2回入札の脱炭素電源の募集量は、500万kW（応札容量ベース）**としてはどうか。 ※募集量・募集上限を跨ぐ案件の扱いは、LNG専焼火力も含めて、初回と同様（次頁参照）

<全電源> 論点① 第2回入札の脱炭素電源の募集量

第93回制度検討作業部会
(2024年5月27日) 資料3

- **初回入札の応札容量**は、募集量の2倍弱となる**780万kW**となり、募集量を大幅に超えた。
- 第2回入札から、「既設原発の安全対策投資」や「3万kW以上10万kW未満の一般水力の新設・リプレース案件」が新たに本制度の対象に追加された場合、**応札容量は数百万kWレベルで大幅に増加する可能性**がある。
- また、本年1月に広域機関が公表した**今後10年間の電力需要の想定**は、データセンターや半導体工場の新增設等により**大幅増**となり、人口減少や節電・省エネ等により減少傾向を見込んでいた昨年までの見通しから一変した。このため、**電源投資の必要性は従来以上に高まっている**。
- これらの点を踏まえ、**第2回入札の募集量は、初回入札の募集量400万kWを超える水準**に設定してはどうか。



(出典) 電力広域的運営推進機関HP 2024年度 全国及び供給区域ごとの需要想定について

2. 主な変更箇所 脱炭素電源の募集上限

論点② 第2回入札の募集上限

第94回制度検討
作業部会資料より

- 各電源種毎の募集上限は、前回の御議論を踏まえ、以下のとおり設定してはどうか。

第2回入札の募集量：500万kW

既設火力の改修 募集上限：100万kW	蓄電池・揚水 (3時間以上6時間未満) 募集上限：75万kW	蓄電池・揚水 (6時間以上) 募集上限：75万kW	既設原発の安全対策投資 募集上限：200万kW
------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

<全電源> 論点② 第2回入札の募集上限

第93回制度検討作業部会
(2024年5月27日) 資料3

- 「既設火力の改修案件」は、初回入札の応募容量・落札容量が82万kWと、募集上限の100万kWに届かなかったが、引き続き水素・アンモニア等への投資を促進するため、初回入札と同じ水準の募集上限としてはどうか。
- 「蓄電池・揚水」は、初回入札では、応募容量が539万kWと、募集上限100万kWを大きく超える応募・落札があったことを踏まえ、後述のとおり事業規律の確保を求めると共に募集上限を増加させてはどうか。ただし、本制度はkW当たりの価格で競争する仕組みであるため、長時間の運転継続ができる蓄電池より、短時間の運転継続しかできない蓄電池の方が価格面で有利となるが、再エネの出力制御量の抑制に活用することを考慮すれば、長周期変動にも対応しやすい長時間の運転継続ができる蓄電池の導入を促進していくことが必要ではないか。このため、蓄電池・揚水の募集上限は、運転継続時間が3時間以上6時間未満の案件の募集上限と、運転継続時間が6時間以上の案件の募集上限に分けて設定してはどうか。
- また、第2回入札から対象に追加する「既設原発の安全対策投資」は、新設・リプレース案件と同様に、投資によって発電所全体のkWが新たに供給力として活用できるようになるものの、既に、最初の運転開始から一定期間経過している点が新設・リプレース案件と異なる。既設原発の再稼働を加速しつつ、脱炭素電源の新設・リプレースを着実に進める観点から、既設原発の安全対策投資については、一定の募集上限を設定してはどうか。

論点③ 第2回入札のLNG専焼火力の募集量

- LNG専焼火力の募集量については、初回オークションの結果や、前回の募集量設定時からの状況変化として電力需要が増加見通しとなったこと等を踏まえ、5月27日の制度検討作業部会において、募集量を増加させる方向で検討を進めることとなった。
- 電力需要については、1月24日に電力広域的運営推進機関が公表した需要想定において、データセンターや半導体工場の新増設等による産業部門の電力需要増加により、全体として電力需要は増加傾向となる見通しが示された。
- 具体的には、足元2023年度から2030年度にかけて、年間の最大需要電力が461万kW増加すると見込んでおり、これに対応するための追加供給力を確保する必要があると考えられる。
- これに加え、太陽光の発電量が減少し予備率が低下する点灯帯における供給力は火力が中心であることを踏まえ、非化石電源の導入拡大を前提としつつ、更に安定供給に万全を期す観点から、400万kWを追加募集することとしてはどうか。
- なお、募集方法については、応札案件間の価格競争を促す観点から、2024年度・2025年度のオークションで200万kWずつ追加募集することとしてはどうか。また、23年度の残余分約24万kWについても、24年度オークションであわせて募集することとしてはどうか(合計募集量約224万kW)。
- また、供給力提供開始期限についても、延長する方向で検討を進めることとなった。
- LNG専焼火力への支援は、電力安定供給に万全を期すための緊急的な支援であることを踏まえ、短期での供給力提供を求めることが基本。他方、電力需要の見通しが増加に転じたことなどを踏まえると、安定的な供給力を中長期的に確保することの重要性も増している。
- また、発電事業者へのヒアリング等において、本オークションの結果等によるプラントメーカーのリースのひっ迫に対する懸念の声が聞かれている。こうした情勢変化を踏まえ、引き続き応札案件を安定的に確保するため、供給力提供開始期限を2年延長し、8年と設定してはどうか。

2. 主な変更箇所 募集量および募集上限

【募集要綱】 第3章 募集概要（募集量および募集上限）

＜変更前＞

（1） 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は400 万キロワットになります。

※脱炭素電源の募集量 400 万キロワットのうち、既設火力の改修（アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼）は100 万キロワット、揚水式水力・蓄電池は合計で 100 万キロワットを募集量の上限とします。

イ LNG 専焼火力の新設・リプレースの募集量は 2023～2025 年度の3年間で 600 万キロワットになります。

＜変更後＞

（1） 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は500万キロワット (kW) になります。

※脱炭素電源の募集量500万kWのうち、既設火力の改修（アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼）は100万kW、揚水式水力・蓄電池（運転継続時間（※1）が3時間以上6時間未満のもの）合計で75万kW、揚水式水力・蓄電池（運転継続時間（※1）が6時間以上のもの）合計で75万kW、既設の原子力電源の安全対策投資は200万kWを募集量の上限とします。

※1：期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値

イ LNG専焼火力の募集量は2,243,680kWになります。

2. 主な変更箇所 他市場収益の還付割合

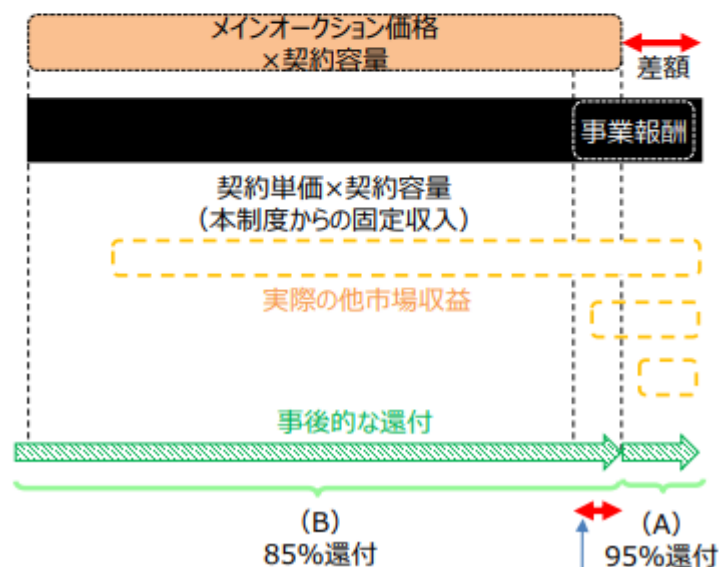
22

第93回制度検討
作業部会資料より

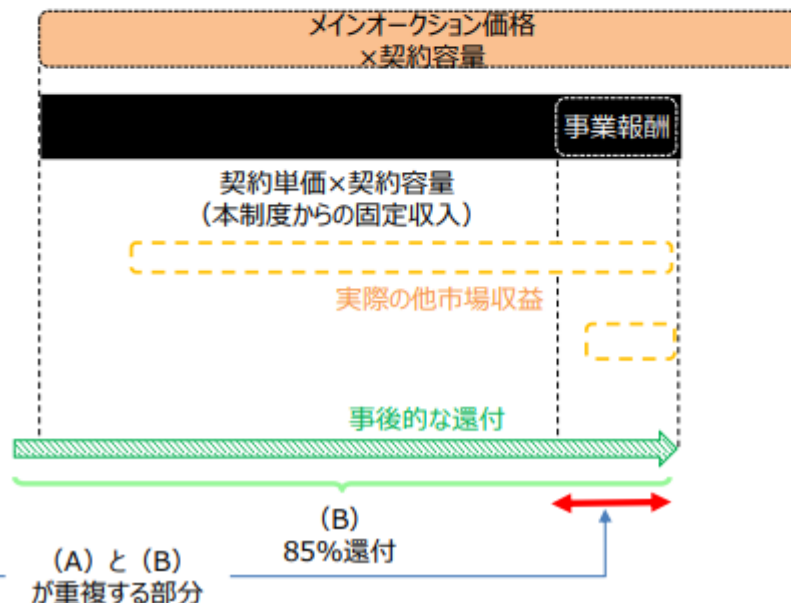
<全電源> 論点④ 他市場収益の還付割合について

- 左下の図のように、「契約単価－メインオークション価格 < 事業報酬」の場合は、(A)と(B)が重なり合うため、重複部分を(A)の95%還付とする方法と、(B)の85%還付とする方法の2通りが考えられる。この重複部分は、(B)を設定した趣旨（メインオークションよりも国民負担が小さくなる可能性がある）を踏まえ、(B)の85%還付とすることとしてはどうか。
- 右下の図のように、「契約単価－メインオークション価格 < 0」の場合にも、(A)と(B)が重なり合うが、上記と同様に、重複部分は(B)の85%還付とすることとしてはどうか。
- この整理は、第1回入札の落札電源でも該当しうることから、第1回入札の落札電源にも適用することとしてはどうか。

契約単価－メインオークション価格 < 事業報酬 となるケース



契約単価－メインオークション価格 < 0 となるケース



2. 主な変更箇所 他市場収益の還付割合

23

【約款】 第3章 権利および義務（他市場収益の還付）

<変更前>

第 28 条 還付

1. 容量提供事業者は、他市場収益※が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます。還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

① 応札価格に織り込まれている事業報酬（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします

② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分の他市場収益は 85%を還付対象とします

③ ①と②の間の他市場収益は 90%を還付対象とします。還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

※：応札時の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）から生じる実際の他市場収入と、当該部分の設備容量（発電端）から生じる実際の可変費から算出します。



<変更後>

第28条 還付

1. 容量提供事業者は、他市場収益※¹が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます※²。還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

① 応札価格に織り込まれている事業報酬（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。

② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分※³の他市場収益は85%を還付対象とします。

③ ①と②の間の他市場収益は90%を還付対象とします。還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

※¹：応札時の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）から生じる実際の他市場収入と、当該部分の設備容量（発電端）から生じる実際の可変費から算出します。

※²：容量提供事業者とは異なる事業者が、契約本オークションにて落札された電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付することが求められます。

※³：契約単価からメインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定単価）を引いた値が応札価格に織り込まれている事業報酬より小さくなり、①と②が重複する部分は②として扱います。

2. 主な変更箇所 供給力提供開始期限（1/2）

【約款】 第3章 権利および義務（供給力提供開始期限）

<変更前>

第13条 制度適用期間前のリクワイアメント
(略)

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限※
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
≈	≈
LNG専焼火力	6年後の日が属する年度の末日

(略)

※：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。
価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の両方又は片方の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は片方の制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

<変更後>

第13条 制度適用期間前のリクワイアメント
(略)

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限※ ¹ <u>※2</u>
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
≈	≈
LNG専焼火力	6年後の日が属する年度の末日

(略)

※1：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。
価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の両方又は片方の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は片方の制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

※2：海外の環境アセスメントも、法・条例アセスに含むものとする。

2. 主な変更箇所 供給力提供開始期限（2/2）

25

【約款】 附則

<変更前>

記載なし

<変更後>

附則（2024年●月●日）

第1条 適用対象

本附則は応札年度が2024年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第2条 制度適用期間前のリクワイアメント

応札年度が2024年度以降の容量確保契約における本約款第13条に示す電源種ごとの供給力提供開始期限について、LNG専焼火力の供給力提供開始期限を8年後の日が属する年度の末日と読み替えます。

2. 主な変更箇所 供給力の維持

【約款】 第3章 権利および義務（供給力の維持）

<変更前>

第 9 条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、実需給月の前月末までに、翌月の容量停止計画を提出するものとします。
(略)

第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント

(略)

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること
ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

<変更後>

第 9 条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量停止計画の対象は、以下の通りとします。

- ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合※
- ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）
- ③ 地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合
※実需給の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る

2. 容量提供事業者は、本機関に対し、リクワイアメントに定められた期日までに、容量停止計画を提出するものとします。
(略)

第19条 対象実需給年度のリクワイアメント

(略)

①電源等の区分が安定電源の場合

(1)供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること
ただし、第9条第1項に基づく容量停止計画※を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※：容量停止計画の対象：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

2. 主な変更箇所 電気の供給指示への対応

【約款】 第3章 権利および義務（電気の供給指示への対応）

<変更前>

第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント (略)

- ① 電源等の区分が安定電源の場合
- (3) 電気の供給指示への対応

対象実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- i. 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii. 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
- iii. その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

<変更後>

第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント (略)

- ① 電源等の区分が安定電源の場合
- (3) 電気の供給指示への対応

対象実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- i. 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii. 属地一般送配電事業者と 専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合
- iii. その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

■ 提出様式の概要、提出が必要な事業者、提出タイミングは以下のようになります。

提出様式	概要	提出が必要な事業者	提出タイミング
(様式1) 容量オークションの 参加登録申請に伴う 誓約書	容量オークションへ参加登録するにあたり、 募集要綱の遵守等を誓約する書類。	容量オークションへの参加を 希望する全ての事業者	・事業者 情報登録
(様式2) 事業計画書	具体的な事業計画が立てられていること及び 事業実施のための資金的裏付けがあることを確 認する書類。	長期脱炭素電源オークション への応札を希望する全ての 事業者	・電源等 情報登録
(様式3) バイオマス発電設備に 係る燃料調達計画	バイオマス燃料の安定調達等に係る計画を確認 する書類。	バイオマス発電の応札を 希望する事業者	・電源等 情報登録
(様式4) 蓄電池に係る事業計画	蓄電池の事業規律の確保を確認する書類。	蓄電池の応札を希望する 事業者	・電源等 情報登録
(様式5) 脱炭素化ロードマップ	化石燃料を含む電源に対して、電源全体の 脱炭素化への道筋を示す書類。	化石燃料を含む電源の 応札を希望する事業者	・電源等 情報登録
(様式6) 期待容量算定諸元 一覧	期待容量、応札容量、アセスメント対象容量を 算出するために用いる書類。 発電方式によって提出すべき様式が異なる。 期待容量登録時と、応札時の2回、提出が必要。	長期脱炭素電源オークション への応札を希望する全ての 事業者	・期待容量登録 ・応札

■ 説明会、事業者が行う手続き、その他関連イベントも含めたスケジュールは以下を予定しています。

※ 記載の時期は確定前につき、目安

